新・地域福祉活動計画

プラン’13（サーティーン） ひがしおおさか

平成21年４月

社会福祉法人
東大阪市社会福祉協議会

は　じ　め　に

東大阪市社会福祉協議会では、これまで社協の活動指針として「地域福祉活動計画 プラン21(平成６年)」、「新・プラン21(平成13年)」を策定し、平成16年３月には地域福祉に取り組んでいる市民の共通の目標や方向性を定めた「市民福祉活動計画 プラン2008」（以下、「プラン2008」）を策定し、推進してきました。

今回の「新・地域福祉活動計画 プラン'13ひがしおおさか」（以下、「プラン'13」）は、策定の段階から「東大阪市第３期地域福祉計画」と連動して取り組み、公民協働で地域福祉を推進するための“民の計画”として策定しました。

この「プラン'13」の基本的な枠組みは、「プラン2008」を継承し、その成果や課題、地域福祉を取りまく状況の変化等もふまえて、地域福祉を創り出していく主体は地域住民自身であることを基本に据え、様々な人たちや団体・関係機関と協働・連携しながら地域福祉活動を具体的に取り組むうえでの現時点での考え方や目標としてまとめ、多くの人が気軽にテキストとして使えるようコンパクトにしました。

「プラン'13」策定のプロセスでは、行政や校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、福祉団体、社会福祉施設、ボランティア・ＮＰＯのほか、市民の皆さんの幅広い参画を得て、市民の意見や提案を大切にし、「社協の活動計画」としてではなく、「地域住民や市民団体が協働・連携して地域福祉活動を推進していくための計画」として整理しました。

今回、市との共同の地域懇談会をはじめ、策定委員会、福祉団体の取り組みにおける懇談会、職員研修会、職員プロジェクトチーム会議など、多くの時間と労力を注いでいただきました新崎国広委員長をはじめ、策定に関わっていただきました策定委員会委員の皆様、策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました関係者や市民の皆さんのご協力に深く感謝いたします。

皆様のお陰をもちまして「プラン'13」はできましたが、今後この計画を拠り所にして多くの関係者が具体的な地域福祉活動の取り組みを進め、私たちの街・東大阪で“助けあう・支えあう・ふれあいのまちづくり”が大きく拡がることを願っています。そのためにも、地域福祉を推進する団体としての社会福祉協議会に対しまして、今後ともご意見やご提案を賜るとともに、福祉のまちづくりの「東大阪モデル」推進に向けて、ともに歩んでいただけるよう活動への参画と参加をお願いいたします。

平成21年４月

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
会 長　岡 島　朝 太 郎

「プラン’13」の策定にあたって

東大阪市社協では、1994(平成6)年に、社協活動の指針となる「地域福祉活動推進計画 プラン21」を作成して以来、地域福祉推進の中核機関としての役割を担っていくための重点事項を定めた「新・プラン21」、社協が中心になって取り組む計画から、市民が協働して活動・事業を行っていくための計画としての「市民福祉活動計画 プラン2008」を策定し、計画活動を活かした活動・事業の展開を図ってこられました。

そして、このたび「新・地域福祉活動計画 プラン’13ひがしおおさか」を策定しました。この「プラン’13」は、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定めた計画です。

「プラン’13」の大きな特徴は、公民協働で地域福祉を推進していくことをめざして、「東大阪市第３期地域福祉計画」（以下、「地域福祉計画」）策定と連携を図りながら策定した点です。両計画の連動を図るため、私は両計画の策定に携わらせていただきました。

「プラン’13」は、「地域福祉計画」で定めた基本理念である「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現」をめざして、地域住民が主体となって取り組んでいく「住民の、住民による、住民のための地域福祉の推進計画」であるといえます。この計画の策定にあたっては、行政と連携をとりながら策定委員会や社協職員プロジェクトチーム会議をはじめ、福祉関係団体、社会福祉施設、ボランティア連絡会など、さまざまな場面で数多くの議論を重ねてきました。

両計画はここに完成しましたが、ここからがスタートの計画です。計画の具現化をめざして、今後、行政とより一層連携を図り、東大阪市の地域福祉の推進に向けて、取り組みを進めていくことが必要不可欠です。民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティア等の皆さまや、関係機関・福祉施設・事業所などにおかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、精力的にご審議いただきました策定委員会委員の皆さまをはじめ、福祉関係団体、社会福祉施設、ボランティア・NPO、大阪府社会福祉協議会、行政関係者のご参画をいただくとともに、地域懇談会等において熱心な討議や貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

また、未熟な私に策定委員長の任を与えていただいた、東大阪市社協にも深く感謝を申し上げます。

2009(平成21)年４月

新・地域福祉活動計画策定委員会

委員長　新 崎　国 広

目　　次

Ⅰ．基本的な考え方 ---------- 1

１．なぜ、「地域福祉活動計画」を策定することが必要なのでしょうか？ ---------- 1

２．「プラン'13」とはどんな計画でしょうか？ ---------- 1

３．「プラン'13」の基本理念は？ ---------- 3

４．地域福祉を推進するうえでの「民」の役割は？ ---------- 4

Ⅱ．アクションプラン ---------- 6

１．気軽に何でも相談できるしくみをつくります ---------- 7

２．校区福祉委員会の活動を充実します ---------- 8

３．権利擁護の取り組みをすすめます ---------- 9

４．身近な地域で活動を展開します ---------- 10

５．災害時などの緊急時に支えあえるしくみをつくります ---------- 12

６．市民の活動への参加と支援をすすめます ---------- 13

７．情報の提供や研修を充実します ---------- 14

８．地域福祉のプラットホーム（話し合いや協働の場）をつくります ---------- 15

９．福祉の学習や研修を充実します ---------- 16

10．社会福祉協議会の機能を充実します ---------- 17

資　　料 ---------- 18

「新・地域福祉活動計画」策定委員会規程 ---------- 18

「新・地域福祉活動計画」策定委員会名簿 ---------- 19

「新・地域福祉活動計画」策定の経過 ---------- 20

Ⅰ．基本的な考え方

１．なぜ、「地域福祉活動計画」を策定することが必要なのでしょうか？

住民が、コミュニティ意識を高め、住民自らが創り出す地域福祉を実現するためです

戦後の日本の社会福祉施策は、憲法第25条により生存権保障および国家責任が明文化され公的サービスが中心となって展開されていきました。終戦直後の社会福祉制度の基盤が脆弱な時期においては、公平・平等原理によって展開される行政による安定したサービス提供を実施する必要があったからです。

しかし、公的サービス中心の施策は確かに福祉を充実させた反面、地域福祉においては「住民の側に依存的・おまかせ的な体質」や「各法律や制度の枠組みの中だけの対応にとどまり、その狭間で支援を受けられない人々が増大する」といったマイナス面も顕在化させました。また、価値観の多様化やコミュニティ意識の変化、核家族や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤独死や社会的孤立の問題も大きな社会的問題として深刻化しています。このような状況のなかで、従来の公的サービス中心の福祉施策だけでは、地域におけるさまざまな生活問題に対応することが困難になってきました。これからの地域福祉の考え方として、「住民と行政の協働による地域福祉」の創造が求められています。

≪地域福祉推進の意味するもの ～“与えられる福祉”から“住民自らが創り出す福祉”への転換≫

社会福祉法　第４条（地域福祉の推進）

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならない。」

２．「プラン’13」とはどんな計画でしょうか？

「住民の、住民による、住民のための地域福祉の推進計画」です

（１）計画の位置づけ

「新・地域福祉活動計画 プラン’13ひがしおおさか」（以下、「プラン’13」）は、「東大阪市第３期地域福祉計画」で定めた目標を実現するために、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定めた計画です。

いわば、「住民の、住民による、住民のための地域福祉の推進計画」であるともいえます。このため、市内で多様な住民・民間団体等が地域福祉に関わる活動・事業に取り組むうえでの共通の目標とその実現をめざし、役割分担・連動して活動・事業をすすめていくための方向性を定めたものです。

（２）計画の構成

「プラン’13」は「Ⅰ．基本方向」と「Ⅱ．アクションプラン」で構成します。

「Ⅰ．基本方向」では、計画策定の基本的な考え方や、地域福祉を推進していくうえでの理念・目標を定めており、「市民福祉活動計画 プラン2008」（以下、「プラン2008」）を継承するとともに、「東大阪市第３期地域福祉計画」と連動して公民協働で地域福祉を推進するものとしています。

「Ⅱ．アクションプラン」は、基本方向で定めた「地域福祉を推進するうえでの「民」の役割」をふまえて、「東大阪市第３期地域福祉計画」の各論に掲げられた施策体系に沿って、「民」が具体的に取り組んでいくことを定めました。

（３）計画の期間

「プラン’13」は、「東大阪市第３期地域福祉計画」と連携を図るよう計画期間についても連動性をもたせ、平成21～25(2009～2013)年度の５年間の計画として策定します。

なお、プランの進捗や地域福祉をとりまく状況の変化に応じた活動をすすめていくよう、必要に応じて中間時点での見直しなども検討します。

（４）計画の策定方法

「プラン’13」は、地域福祉に関する活動・事業を行う人々の思いを反映した計画とするよう、関係団体・機関の代表等による「策定委員会」での検討をふまえて策定しました。

また、地域懇談会（市と共同で実施）やヒアリング、アンケート調査、ボランティア活動に関するアンケート、福祉団体の取り組みにおける懇談会等を通じて、地域福祉の主体である市民の意見を幅広く取り入れ、プランに反映しました。

（５）計画の推進方法

「プラン’13」は、多様な市民（住民や民間団体・事業者等）が特長を活かし、お互いの立場を理解して連携しながら主体的に取り組んでいけるよう、各々が実施計画をつくり、それらを持ち寄って協議しながら推進するよう、取り組んでいきます。

また、関係団体・機関等の参加によるプロジェクトチームを設置するなどして、先導的な取り組みなどもすすめていきます。

そのために、プランを広く周知するよう、多様な媒体や機会を活かして積極的に広報していくとともに、校区福祉委員会や「(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議」などを通じて、関係者での共有と理解をすすめます。

あわせて、プランを効果的に推進するうえでの重点項目を定めたり、進捗状況を点検・評価し、成果と課題をふまえた活動の展開や、必要に応じた見直しなどを的確にすすめていくよう、関係団体・機関等の参加を得て「推進委員会」を設置します。また、「東大阪市第３期地域福祉計画」と連携し、公民協働で推進していくよう、市との協議も行っていきます。

３．「プラン’13」の基本理念は？

すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる
安心と活力の福祉コミュニティの実現

「プラン’13」は、公民協働で地域福祉を推進するために、「東大阪市第３期地域福祉計画」と基本理念を共有します。すべての人々が安心して心豊かに暮らせる地域福祉を実現するよう「公」と「民」の役割分担を明確にして、連携･協働しながら基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

【地域における『新たな支え合い』とは、どのようなものでしょうか？】

→「公助」･「共助」･「自助」が個々の役割を分担し、取り組む協働実践です

平成20年３月厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が、「地域のおける『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉」という報告書を出しました。その中で、地域福祉の推進のための「共助」の拡大・強化を提唱しています。これからの地域福祉に必要不可欠なことは、行政による「公助」と、住民相互の支え合いによる「共助」と、問題を抱える人やその団体等による「自助」の三者による協働実践の取り組みです。

公助：生存権保障。行政・自治体が責任をもってセーフティネットを構築する
共助：公助だけでは対応できない課題に対し，自助を支援し、住民が協力し合って解決に取り組む
自助：お互いさま、当事者や近隣住民がお互いに協力し、支え合って自分たちの暮らしを豊かにする

A. 公助	B. 共助
法律による社会福祉(statutory social service)	自発的な社会福祉(voluntary social service)
法的根拠：憲法第25条「生存権保障」	法的根拠：憲法第13条「幸福追求権」
対象限定型社会福祉(social welfare)	協働参画型社会福祉(social well-being)
分野別対象別(障がい者・高齢者・児童等)	地域福祉の推進

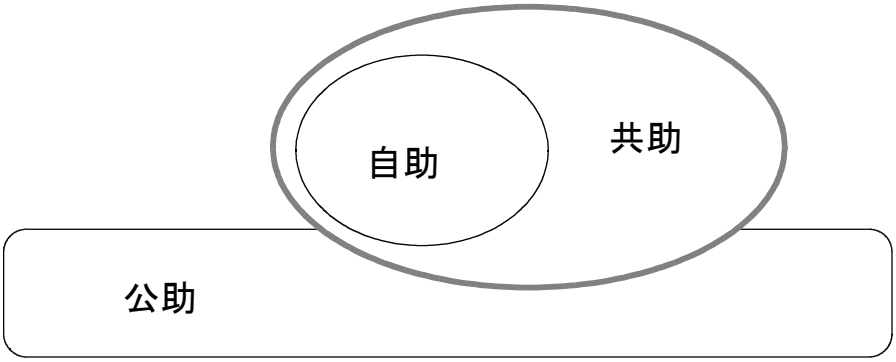

４．地域福祉を推進するうえでの「民」の役割は？

地域福祉をすすめるには、だれもが地域で安心して暮らせるよう支援するさまざまなサービスの充実と、地域とつながりをもち、交流することで心豊かな暮らしができるコミュニティが必要です。その内容は、法律や制度の枠組みに基づいて行われる「公」の取り組みとともに、住民・民間団体等の多様な「民」が、それぞれの思いに基づく取り組みを行っていく過程の中で気づいたことを提案し実現に向けて努力することで、より豊かなものになっていきます。「プラン'13」では、「民」の特徴を活かす役割として「プラン2008」を継承し、特につぎの点に力を入れて取り組んでいきます。

１．だれもがつながりをもてる、ふれあいと共感のある地域をつくる
２．一人ひとりが地域福祉に関心をもち、協力してそれぞれができる活動に取り組む
３．地域福祉に役立つ地域のさまざまな資源を発見・活用・開発する
４．福祉コミュニティづくりへの住民・関係団体等の思いを集め、提言する

【各団体等において取り組む活動と連携の方向性】

地域福祉を推進するうえでの「民」の役割をふまえて、一人ひとりの住民・民間団体等が分担・連携して地域福祉活動をすすめていくうえでの目標を、つぎのように定めます。

１．だれもがつながりをもてる、ふれあいと共感のある地域をつくる

（１）地域住民が交流できる機会や場づくり

①日常的なあいさつや近所づきあい、住みよい環境づくり活動の促進
②地域の身近な情報の共有化やニーズ把握のしくみづくり
③小地域ネットワーク活動の多様な展開
④多様な住民や団体等の話し合いの場づくり
⑤地域住民が交流できる拠点づくり
⑥福祉サービスを必要とする人々と地域のつながりづくり
⑦人権やプライバシーの保護に関する理解の推進

（２）気軽に相談できるしくみづくり

①民生委員・児童委員、校区福祉委員などによる相談活動の充実
②小学校区単位での身近な相談窓口と、専門機関につなぐしくみづくり
③さまざまなニーズに対応できるコミュニティ・ソーシャルワーク機能づくり

２．一人ひとりが地域福祉に関心をもち、協力してそれぞれができる活動に取り組む

（１）地域福祉に関する情報提供

①多様な方法によるきめ細かな情報提供

（２）地域福祉に関する学習の促進

①地域での学習活動の推進

②学校や社会教育等での福祉学習の促進

（３）地域福祉活動への参加の場づくりと活動への支援

①地域福祉活動を支援する中核的なセンターづくり

②地域福祉活動に関する情報提供や相談機能の充実

③多様な地域福祉活動の担い手やリーダーの養成と研修の充実

④さまざまなニーズに対応した活動プログラムの提供

⑤地域の多様な住民・団体等による地域福祉活動の推進

⑥地域での活動場所の確保

⑦活動に対する評価と財政的な支援の推進

⑧活動している人・団体等の交流や連携のしくみづくり

⑨地域福祉活動と公的サービス等との連携の推進

（４）地域生活を支援する多様なサービスの提供

①コミュニティビジネス等を含めた住民参加型サービスの推進

②福祉サービス等の質の向上

③多様な事業者等による生活支援サービスの提供と連携

３．地域福祉に役立つ地域のさまざまな資源を発見・活用する

（１）地域福祉の拠点となる施設の確保

①地域の公共施設や民間施設の有効活用

（２）事業者や他の分野の取り組み等との連携のしくみづくり

①市レベル・小地域レベルでの交流や連携の場づくり

②事業者等の連携のしくみづくり

４．福祉コミュニティづくりへの住民・民間団体等の思いを集め、提言する

（１）地域福祉のプラットホームづくり

①地域福祉のプラットホーム機能の確立

②地域福祉活動計画への幅広い参加の促進

（２）公民協働の地域福祉計画の推進

①地域福祉計画への参画と「民」の立場からの提言

Ⅱ．アクションプラン

地域福祉を公民協働で推進するために、「東大阪市第３期地域福祉計画」の各論の施策体系に沿って、「民」が具体的に取り組んでいくアクションプランを、つぎのように定めます。

これらは、策定委員会で「プラン2008」に基づく取り組みを振り返って評価しながら、市民や団体等で話し合うなかで明らかになった課題や、各々が取り組みたいと考えていることをまとめたものです。

各項目に掲げた事項を指針としつつ、さらに多くの人々に呼びかけて、各々の「思い」を出し合いながら、協働して地域福祉を推進するよう、具体的に取り組んでいきます。

【アクションプランの体系】

サービスが利用しやすいしくみづくり

１．気軽に何でも相談できるしくみをつくります　［3-⑴身近な相談窓口］
２．校区福祉委員会の活動を充実していきます　［3-⑵小地域ネットワーク活動］
３．権利擁護の取り組みをすすめていきます
［3-⑶サービスから漏れる対象になりやすい人等への対応と権利擁護］

地域における福祉環境・基盤づくり

４．身近な地域で活動を展開します　［4-⑴地域福祉ネットワーク］
５．災害時などの緊急時に支えあえるしくみをつくります
［4-⑶災害時の要援護者支援］
６．市民の活動への参加と支援をすすめます　［4-⑷活動拠点］
７．情報の提供や研修を充実します　［4-⑸地域情報の発信］

地域福祉の担い手づくり

８．地域福祉のプラットホームをつくります
［5-⑴ボランティア・ＮＰＯ等の活動］
９．福祉の学習や研修を充実します　［5-⑵福祉教育］
10．社会福祉協議会の機能を充実します

※［　　］は対応する「東大阪市第３期地域福祉計画」の各論の施策項目を示しています。
なお、「東大阪市第３期地域福祉計画」の4-⑵、⑹、⑺については、アクションプランの項目には掲げませんが、「東大阪市第３期地域福祉計画」に基づいて「民」も協働していきます。
また、「10．社会福祉協議会の機能を充実します」は、「プラン'13」をみんなで推進していくうえでのプラットホームを充実するための取り組みとして、独自に位置づけます。

１．気軽に何でも相談できるしくみをつくります

【みんなで取り組む方向】

◎ニーズ発見の仕組みや何でも相談できる窓口を、市民の身近なところにつくります。
◎相談に関わる人々や相談窓口の連携を強化し、必要な支援に迅速につなぎます。
◎市民が孤立せず、気軽に相談できるよう、情報提供や利用の意識づくりをすすめます。
◎的確な相談支援ができるよう、相談にたずさわる人々への情報提供や研修を充実します。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊校区福祉委員や民生委員・児童委員等が、地域での身近な相談窓口として福祉課題に緊急かつ柔軟に対応できるよう、取り組みをすすめます。
＊いきいきネット相談支援センターや老人福祉施設などのＣＳＷがネットワークをつくり、地域を支援する体制として連携していきます。
＊社協の地域担当職員やＣＳＷ、地域包括支援センター、福祉施設、事業者、医療機関などが、社会資源として活用できるよう日頃から連携や情報交換を行い、複雑な問題を必要に応じてこれらの専門機関等につなぐしくみづくりを推進します。
＊ＣＳＷや地域包括支援センター、福祉施設が、地域住民にとって身近で利用しやすい相談窓口となるよう、ＰＲに努めます。
＊地域で開催している介護の悩みを語り合う交流会を、広く知らせる方法を検討します。
＊個人のプライバシーに配慮した相談活動をすすめることで、住民が気軽に相談できるよう、人権や個人情報に関する研修会を開催していきます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊社会福祉協議会の各相談窓口が、関係機関と連携して総合的な相談窓口となり、子育てや介護の悩み、虐待問題などへの対応もすすめます。そのために、相談体制の強化や情報の組織内での共有化を推進していきます。
＊相談窓口等に関するパンフレットや広報紙等を作成・配布し、情報提供と誰もが気軽に相談しやすい環境づくりをすすめます。
＊関係機関や団体、地域住民などと協力して、相談に関する情報や事例を集めた「相談ハンドブック」を作成したり、地域福祉活動としての相談活動を支援するなど、一緒に問題を解決していくための連携を強化していきます。
＊要援護者が抱える問題を地域で考えて解決していけるよう、情報の共有や主体的な取り組みへの支援を推進していきます。
＊多様な福祉課題に対応した相談活動をすすめるよう、福祉事務所や保健センターなどの関係機関と連携し、情報提供や研修を行っていきます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊多様な相談窓口や地域で相談活動をしている人々の、連携と協働の場づくり。
＊高齢、障がい、児童などの分野を超えた、包括的に相談できるセンターづくり。

（※）ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）
援護が必要な高齢者や障がい者、子育て中の人などへの相談援助や必要なサービスや専門機関へのつなぎなどの、課題解決のための支援とともに、地域の福祉力を高めるための関係機関・団体などへのはたらきかけを行う専門職です。東大阪市では、おおむね２つの中学校区ごとに設置したいきいきネット相談支援センターや老人福祉施設等に配置されています。

２．校区福祉委員会の活動を充実します

【みんなで取り組む方向】

◎生活に密着した地域で地域福祉をすすめるプラットホーム（話し合いや協働の場）として、地域組織、福祉活動団体・当事者団体、福祉事業者等が参加し、連携をすすめます。

◎小地域ネットワーク活動（グループ援助活動・個別援助活動）を、みんなで推進します。

◎校区福祉委員会活動の拠点の確保と、事務局的な機能づくりを推進します。

◎多様な福祉課題を解決する活動をすすめるよう、スキルアップや専門機関等との連携に取り組みます。

◎これらを地域の実情に応じてすすめるよう、校区ごとの活動計画づくりに取り組みます。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊校区福祉委員会活動や自治会活動、民生委員・児童委員活動等の役割と活動内容が住民に周知されるよう、広報紙や地域のミニコミ紙を活用して、情報を発信していきます。

＊グループ援助活動は、高齢者のサロン活動などに加えて、子育て中の人や障がいのある人などにも交流の場を広げるなど、多くの人が参加できる活動にしていきます。

＊個別援助活動は、見守り・声かけ訪問活動を充実し、要援護者を把握するとともに、買物や家事援助などの簡単な生活支援活動をすすめるようにします。

＊ひとり暮らし高齢者の社会参加や、引きこもりの人への支援に取り組みます。また、制度になじまない要支援者を支えることができる仕組みをつくります。

＊小地域ネットワーク活動の活動対象を広げるよう、プライバシーに配慮しながら要援護者等の把握に取り組みます。

＊次世代を見すえた協力員の人材育成を図るとともに、元気な高齢者の方の出番づくりなど、新たな人材の発掘に努めます。

＊老人クラブが市民に見える活動をしていくために、社会貢献の委員会（部会）を立ち上げるよう検討していきます。

＊地域の諸活動（祭り、盆踊り、文化祭、スポーツ大会、子ども会、清掃活動、防犯見回り、ゴミ出し等）に、住民が参加しやすいように工夫していきます。

＊挨拶運動、美化運動などを地域ぐるみで行い、交流の機会や場をもつことを通じて、地域福祉への理解や、見守りができるコミュニケーションづくりをすすめます。

＊校区福祉委員会活動の一層の充実を図るよう、活動報告の研修会など、校区どうしの交流を通じた学び合いなどに取り組みます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊地域と団体・事業者・専門機関等のネットワークの構築を図るよう、地域の福祉課題の解決に向けた話し合いの場づくりや協働による活動などを支援します。

＊活動の充実に向けて、介護予防講座、災害時要援護者等防災訓練、ボランティアスクールの開催、校区の活動計画づくりなど、多様なメニュー事業等の開発を推進します。

＊人権やプライバシーなどを含めた各種の研修会や情報交換会等を開催します。

＊校区福祉委員会活動への支援を強化するよう、社協職員が「コミュニティワーカー（地域福祉活動を支援する専門職）」として資質を高めるための学習等を重ねていきます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊校区福祉委員会活動を促進するための、情報提供や活動拠点の確保などの基盤整備と、適切な財政的支援などの充実。

３．権利擁護の取り組みをすすめます

【みんなで取り組む方向】

◎判断能力が不十分な人などの日常生活の自立や金銭管理等を支援する活動を充実します。
◎成年後見制度が的確に利用できるよう、支援や後見人の体制づくりに取り組みます。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、安心して地域で自立した生活をおくれるよう、地域住民と関係機関が連携して支援するとともに、福祉サービスや社会資源につなぎます。
＊校区福祉委員会や地域包括支援センターが実施する講座等で、認知症についての正しい知識や、接したり支援するときの心構えについて学び、認知症の人を地域で支えられるよう、住民や各種団体・専門機関等が連携して、取り組みを推進していきます。
＊地域で生活する人々の人権を守っていくという観点で、プライバシーの保護に関する正しい知識を身につけるよう、研修等の充実を図ります。
＊障がい者の親亡き後の権利や支援の充実を図るために、専門職と連携し、身近なところで支え合えるよう取り組んでいきます。
＊成年後見制度を利用しやすいよう弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（団体）等と連携して、情報提供や相談支援等を行います。
＊生活に支援が必要な人々の就労支援や、就労に向けた訓練の場づくりに取り組みます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊日常生活自立支援事業の多様なニーズに対応できるよう、体制を整備します。また、居宅サービス事業所、作業所、病院などとの連携を図り、利用者の支援を推進します。
＊成年後見制度についての理解と、制度活用のための支援をすすめていきます。また、市民後見人の育成や法人後見なども含めた取り組みについても検討していきます。
＊制度の狭間の人への支援なども含め、福祉サービス利用者の権利擁護や、当事者活動への一層の支援に取り組みます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と市民の連携による市民後見人の育成や支援のしくみの検討。

（※）日常生活自立支援事業
認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

（※）成年後見制度
認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」「保佐」「補助」の３類型があります。

４．身近な地域で活動を展開します

【みんなで取り組む方向】

◎身近な地域を基盤として、課題に応じて適切なエリアで地域福祉活動をすすめていくよう、各々の段階でのネットワークづくりを推進します。

◎そのために、「東大阪市第３期地域福祉計画」とも連動して、みんなが協働して活動しやすく、支援を必要とする市民などからもつながりやすい地域福祉のエリア設定を考えていきます。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊地域福祉をみんなですすめるネットワークを構築するうえで、自治会の区域、小学校区・中学校区・リージョン区などの行政的な区域、民生委員児童委員協議会の区域など、取り組みの内容に応じて的確に連携できる「地域」のエリアを重層的に設定するよう、議論していきます。

＊身近な生活圏域である小学校区で、住民が主体となって、支援が必要な人の状況に応じてきめ細かく支えるネットワークをつくり、多様なニーズに対応した個別支援の活動を推進していきます。

＊校区福祉委員会は、複数の小学校区を単位とした広範囲の連携もすすめていきます。そのなかで、他の地域の実践活動についての情報交換や交流なども行っていきます。

＊自治会の班や隣組などでの「顔見知りの関係」を強化し、災害や見守りなどに活かしていきます。また、地域のコミュニケーションを図るよう、井戸端会議ができる場づくりをすすめます。

＊「(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議」などに多様な団体・機関や市民が参加し、地域の福祉課題を解決するための取り組みを推進していきます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊各々のエリアで、福祉的なニーズをもつ人々の活動への参加や支援をすすめていくよう、民生委員・児童委員やＣＳＷ、専門機関等と連携して検討していきます。

＊３年計画で７つのリージョン区域ごとに地域担当職員を配置し、ＣＳＷ等の専門職とも連携しながら、住民懇談会や「(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議」の促進、社会資源等の情報の整理、施設や専門職とも連携した支援のネットワークづくりなど、地域の福祉力を高めるための支援を強化していきます。

＊各々のエリアでの取り組みの基盤として、生活に密着した小地域（おおむね小学校区）での活動を一層充実するよう、校区福祉委員会等と連携して取り組みます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊地域活動や市民生活の実情に応じて、効果的な地域福祉を展開していくためのエリアについての、市民参加による幅広い協議。

＊既存の施設等の活用による、身近な地域で地域福祉活動や市民の健康・福祉を高めるための活動ができる拠点づくり。

（※）(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議

「東大阪市第３期地域福祉計画」で、各種団体・事業者・関係機関等がつどい、地域福祉推進、地域の課題、解決への取り組み、推進のための役割分担を話しあう場と位置づけられています。

〈地域福祉ネットワークの概念図〉

「東大阪市第３期地域福祉計画」では、地域福祉活動を、住民に最も身近な小学校区を基盤としつつ、適切な活動単位で機能しやすい圏域でのネットワークを形成していくよう、下図の圏域を定めています。

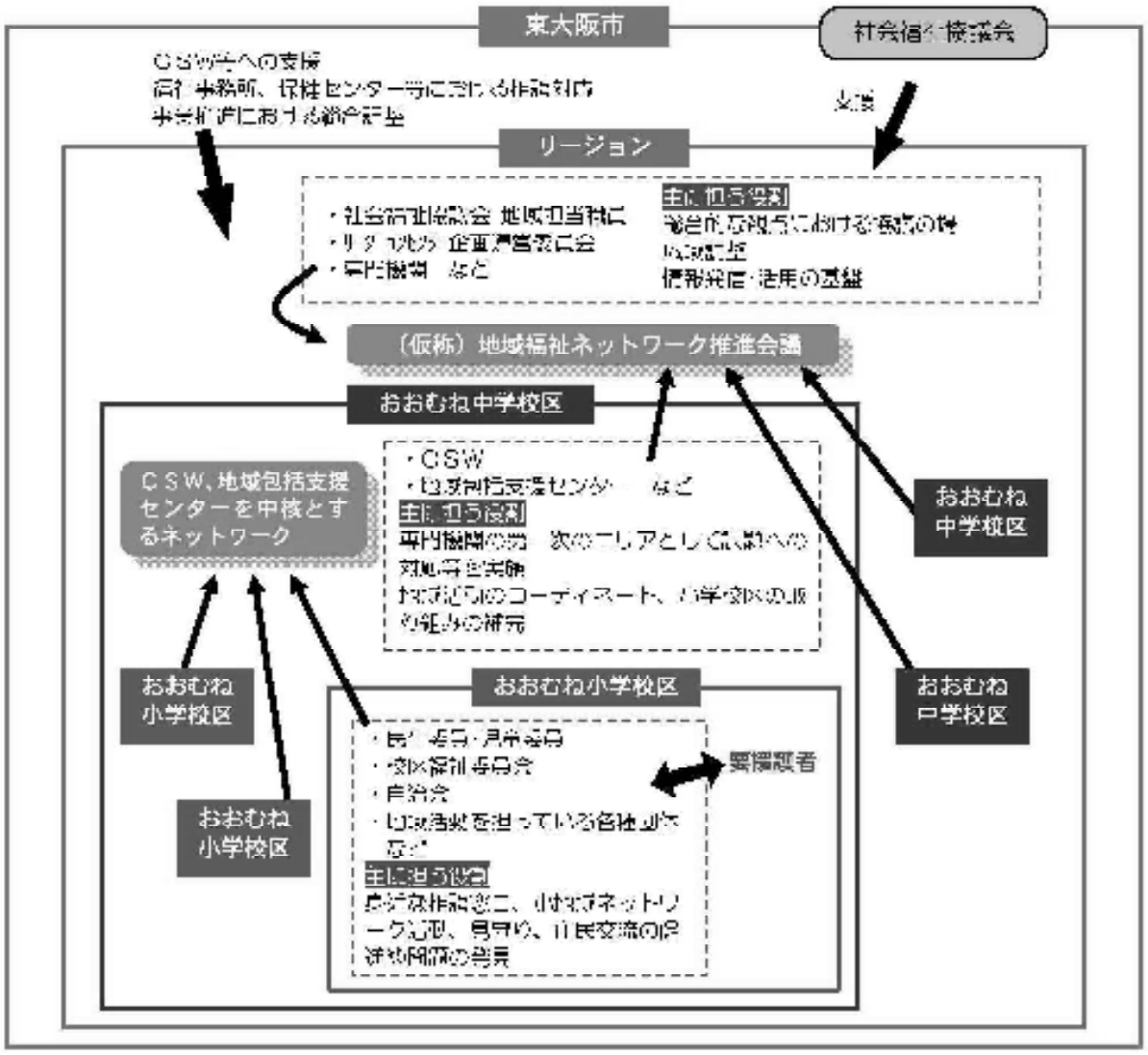

（おおむね小学校区の単位）

◎住民に身近な地域活動の基盤として、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、自治会、地域活動を担っている各種団体などを中核に、身近な相談窓口、小地域ネットワーク活動、見守り、住民交流の促進や問題の発見などを担います。

（おおむね中学校区の単位）

◎ＣＳＷや地域包括支援センターなど専門機関の第一次のエリアとして虐待など課題への対応を図ります。また、ＣＳＷのコーディネートを介してより実効性の高い取り組みを企画するなど小学校区単体での取り組みが困難な場合の補完的機能を担います。

（リージョンの単位）

◎総合的な観点から地域の福祉を協議し、広域的な調整を行う単位としての役割を担います。(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議を開催するなど、専門的で多様な主体の連携を図ります。

（「東大阪市第３期地域福祉計画」より）

５．災害時などの緊急時に支えあえるしくみをつくります

【みんなで取り組む方向】

◎緊急時にだれもが安全に避難できるよう、地域で支え合えるしくみをつくります。

◎高齢者や障がい者などの特別な配慮が必要な人の福祉避難所や、災害ボランティアセンターなど、いざというときに迅速に対応できるよう日常的に準備し、災害に強いまちづくりをすすめていきます。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊大規模災害時などの緊急時にだれもが安全に避難でき、支援が必要な人を地域できめ細かく支えられるよう、地域や施設、ボランティア等が連携して支援のネットワークをつくります。

＊災害時要援護者のリストを活用し、いざというときのために自主防災会（自治会）、校区福祉委員会、校区民生委員会等で役割分担しておきます。また、特に支援が必要な要援護者の避難支援プラン作成に向けて、地域の関係者と調整していきます。

＊小地域ネットワーク活動で平時から地域の中で横のつながりをつくるとともに、災害時要援護者の避難誘導訓練などを実施し、災害にも強いまちづくりをめざします。

＊社会福祉法人の社会貢献として、社会福祉施設団体連絡会で福祉避難所を検討し、在宅で生活している人への支援も含めて、地域と施設の介護機能をつないだ役割分担の協議・検討をしていきます。また、介護保険などの事業所の事業の継続や早期の復旧のための事前の検討もすすめます。

＊災害時の支援のためのネットワークを、日常的な生活課題の早期発見などの活動にも広げていきます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊普段から関係機関と連携し、災害時にも要援護者の安否確認を早急に行えるネットワークの構築をすすめるよう、緊急の課題として取り組みます。

＊災害時にリーダーシップを発揮するボランティアの育成などの体制整備をすすめていきます。また、災害時の支援につながる地域福祉活動のメニューを開発します。

＊老人センターが福祉避難所機能を十分発揮できるように、準備をすすめます。

＊大規模災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げ、関係団体と協働して被災者の把握や支援活動をすすめるよう、計画的に展開します。また、被災地復興に被災者主体で取り組めるよう、関係団体等と協力して支援するしくみづくりをすすめます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊事業者等との連携による多様なニーズに対応できる福祉避難所づくりや、食品・物資の提供等に関する協議等の推進。

＊支援が必要となる当事者の参画による平時からの取り組みや、障がい者等のニーズに応じた災害時支援対策の充実。

６．市民の活動への参加と支援をすすめます

【みんなで取り組む方向】

◎さまざまな地域福祉活動に多くの市民が参加できるよう、情報提供や支援をすすめます。
◎市民活動の機動性を活かして課題に柔軟に対応していけるよう、多様な協働をすすめます。
◎身近な地域での活動の場を、地域の資源を活かしてつくっていきます。
◎市民活動の拠点と支援機能をもつ「(仮称)市民活動センター」づくりを推進します。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊地域福祉活動の担い手を増やすよう、参加が少ない学生、若年層、勤労者層や団塊の世代などへのはたらきかけや、それぞれの世代が自らの問題として関心をもって参加するきっかけづくりに、学校、企業などとも連携して取り組みます。
＊小地域ネットワーク活動などに関心のある市民が誰でも気軽に参加できるように、目的を明確にした「ボランティアスクール」を地域で行います。
＊同じ課題をもつ当事者どうしの支え合いや、協力して地域にはたらきかけていくなどの活動を広げていくため、多くの人が当事者団体に参加できるよう呼びかけていきます。
＊学校の余裕教室や空き店舗などを活用して、活動や学習、情報提供などができる拠点づくりに、福祉団体としても取り組みます。
＊保育園の園庭開放等を活用し、子どもや子育て中の人と地域の人々が交流できる居場所づくりをすすめます。
＊多様な活動のひとつとして、コミュニティビジネスなどにも取り組みます。
＊掲示板や広報紙などに記載している行事に積極的に参加します。
＊市民活動に関する広報や情報提供、活動への助言、運営資金のサポート、人材育成やスキルアップのための学習機会の提供、関係機関とのコーディネートなど、活動に対する多様な支援機能を備えた拠点の整備に向けて、ＮＰＯやボランティアも参加し、行政と協働して検討します。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊ボランティア・市民活動センターの一層の充実強化を図り、市民活動の拠点として、小地域福祉活動、ボランティア・ＮＰＯ活動、当事者団体活動をはじめとする、多様な市民活動への専門的な支援ができる体制を整備します。
＊地域福祉活動の人材やリーダー層を育成するために、若年層や勤労者層などへ働きかけ、学校や施設、企業などと連携して次世代に受け継がれるよう取り組みます。
＊市民や関係団体が連携して取り組んでいる活動事例を取り上げた研修会や講演会を開催し、その効果をＰＲしていきます（事例集、発表会、広報紙、ケーブルＴＶ等の活用）。
＊地域福祉に関わる人のサポートや助けを求める人へのボランティア派遣など、地域のニーズに細やかに対応していきます。
＊活動のひとつのかたちとして、ボランティア基金をはじめとする市民活動を支援するための寄付への協力を広げるよう、一層の情報発信や、より効果的な活用をすすめます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊市民活動を促進するための、情報提供や活動場所の確保などの基盤整備と、適切な財政的支援などの充実。
＊市民活動の拠点の整備に向けた検討・協議。

（※）コミュニティビジネス
住民の生活に密接に関わる課題を解決するために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動です。

７．情報の提供や研修を充実します

【みんなで取り組む方向】

◎福祉サービスや地域福祉活動を効果的にすすめるために、情報を集約し、提供できるしくみを構築します。

◎地域福祉活動の担い手やリーダーを増やしたり、スキルアップを図るための研修を推進します。また、福祉サービスの担い手への研修も充実します。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊校区福祉委員会の機関紙や広報紙などで、地域住民に活動の報告や研修会、行事の案内、介護予防事業などの広報活動をすすめていきます。
＊ポスターを駅や施設やまちに掲示し、福祉活動を行っている団体や活動の内容を市民にＰＲします。
＊地域福祉やまちづくりに関する基礎的なデータや資料を、プライバシー保護を前提として、みんなで共有します。
＊小地域ネットワーク活動のマンネリ化をなくすために情報交換の場を充実します。
＊福祉施設で、ケアスタッフが在宅の介護者等と交流して学習ができる場をつくります。
＊孤立して介護をしている人に対して心のケアをしていきます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊地域福祉活動や制度、サービス等に関する情報を集約し、市政だよりや社協機関紙への掲載、ホームページの充実強化、ケーブルテレビの活用、パンフレットの配布など、さまざまな媒体を活用して提供できるしくみを構築します。
＊相談活動などで把握したニーズへの対応を図るとともに、地域福祉活動に参加する人の層を広げるために、多様な活動プログラムを開発していきます。
＊介護保険サービスや障害福祉サービス等の従事者の資質向上を図るため、レベルアップした研修や事業者間の情報交換などを実施します。また、地域での介護教室などを実施します。
＊校区福祉委員会などと連携して、活動に関する調査研究や情報提供、研修等を充実していきます。
＊地域福祉推進の専門機関として、地域福祉の情報提供や人材養成研修、調査研究等を総合的に行える機能を充実するよう、市と協議しながら検討していきます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊個人情報を効果的に活用していくための、連携などのしくみづくり。
＊障がいのある人や外国人なども含め、誰もが理解できる情報提供や案内の工夫の推進。

８．地域福祉のプラットホーム（話し合いや協働の場）をつくります

【みんなで取り組む方向】

◎地域福祉をみんなですすめていくために、身近な地域でだれもが自由に参加し、情報や意見を交換しながら協働していく場（地域福祉のプラットホーム）をつくっていきます。

◎福祉分野だけでなく、まちづくり、教育、環境などの分野との連携もすすめます。

◎各種団体等が連携することで、地域で支え合えるしくみづくりをすすめていきます。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊地域福祉をすすめる各種団体が連携できるよう、さまざまな機関・団体で地域のネットワークをつくり、人材育成や情報提供により活動が活発になるように取り組みます。

＊高齢者だけではなく障がい者、子ども関係の団体などともネットワークをつくります。

＊公民分館の市民講座と連携した講座を実施します。

＊市と協力して教育・福祉を同じテーブルで話し合う機会をつくります。

＊地域の自治会館、公民館などの開放をはたらきかけ、地域住民に交流の場を提供していきます。また、空き店舗などを利用して、小地域でのプラットホーム（話し合いや協働の場）をつくります。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊地域に住むさまざまな人々（子どもからお年寄りまで）が集える事業を企画し、参加してもらえるよう支援していきます。

＊各種団体等が連携することで、誰もが孤立することなく社会に参加し、地域で支え合えるしくみづくりをすすめていきます。

＊そのために、要援護者や支援者、専門機関等が情報を橋渡しできるプラットホームを身近なところにつくるよう、校区福祉委員会にはたらきかけ、支援します。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊関係機関のネットワークを構築するための「(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議」の推進。

９．福祉の学習や研修を充実します

【みんなで取り組む方向】

◎子どものころから思いやりの心を育むよう、学校や地域での福祉教育や人権教育を推進します。

◎子どもだけでなく、誰もが福祉をみんなの問題として理解できるよう、呼びかけや学習をすすめていきます。

【地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示】（策定委員会での意見）

＊学校や地域、施設が連携して、福祉教育への理解が深まるよう取り組みます。
＊地域の課題を認識したり、当事者との共感の意識を育む実践的な学習となるよう、ボランティア活動なども含めた体験学習を、総合的な学習などで推進していきます。
＊世代間交流や障がいのある人との交流を通して、子どものころから思いやりの心を育てていきます。
＊校区福祉委員会などの地域組織が中心となって、多くの住民が参加し、地域福祉に対する理解や主体的な意識を高める場として、地域での学習会や研修会を実施します。
＊障がい者や家族が地域福祉活動に参加し、障がい者の人権などをみんなが理解できる社会をつくるために、呼びかけや学習などの活動を推進していきます。
＊愛ガード運動を地域ぐるみで推進します。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊学校の先生や福祉施設などと協働して、福祉教育や実習のプログラムを作成します。
＊福祉教育を通してボランティア団体と地域をつなぎ、連携を深めます。
＊学生、社会人、団塊の世代の人たちなどに向けた学習プログラムを開発します。
＊地域で福祉に関する学習会や研修会を実施し、学習機会や情報を提供していきます。

【市に提案したいこと・協働を呼びかけたいこと】

＊学校での地域、団体、事業者等と連携した福祉教育の推進と、次世代育成の視点に立った教育と福祉の連携・協働の推進。
＊地域福祉を推進するための、生涯学習機関（公民館・公民分館等）との連携などによる多様な年代層の市民を対象とした福祉教育の推進。

10. 社会福祉協議会の機能を充実します

【みんなで取り組む方向】

◎社会福祉協議会を「地域福祉のプラットホーム（みんなで地域福祉をすすめていくための話し合いや協働の場）」とするよう、みんなで参加し、協働をすすめていきます。

【地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと】

＊地域福祉のプラットホーム（話し合いや協働の場）としての機能を担い、地域福祉活動への支援や地域福祉を推進するためのネットワークづくりや各種事業を行う組織として、社会福祉協議会の位置づけや地域福祉活動を推進するための体制を見直します。

＊市民、団体、事業者等の意見を十分に収集し、代弁する機能を高めていきます。

＊地域の状況や課題に応じた活動を一層展開していくよう、校区福祉委員会活動の活性化を支援していきます。

＊組織構成会員制度を拡充し、地域福祉に関わる多様な団体の参加による事業や運営を一層推進していきます。また、会員間の情報交換や交流も充実していきます。

＊地域福祉活動計画が、地域福祉活動に関わる「民」の総意としての計画となるよう、計画を広く周知し、地域福祉に関するあらゆる住民・民間団体等の参加のもとで検討・推進を図ることで、よりきめ細かく、地域の状況に応じたものとして実践していきます。

＊地域に密着した実践活動をすすめていくために、小学校区ごとの活動計画づくりを推進していきます。

＊社会福祉協議会の地域担当職員を拡充して積極的に地域に出向き、地域の会議や懇談会等に参画するなど地域との意思疎通を図るとともに、他の部署との連携を強化しながら、地域のニーズに対応した効果的な活動・事業を支援していきます。

＊新たな課題や問題に対応するために、市や関係機関等と連携してプロジェクトを立ち上げるなど、民間の柔軟性を活かした支援を推進していきます。

＊社会福祉協議会が培ってきた専門性や経験を活かして、地域の特性に応じた活動の活性化を図るとともに、公益性を活かして市域全体の取り組みや行政への提言も発信していきます。

＊社会福祉協議会の活動・事業をすすめていくための拠点の確保や、賛助会員制度・共同募金の呼びかけの強化と一層効果的な活用などによる自主財源の拡充に積極的に取り組むとともに、公的な支援のあり方などについても議論していきます。

資　　料

「新・地域福祉活動計画」策定委員会規程

第１条　この規程は、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第21条第３項に基づき、新・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設け、新・地域福祉活動計画に関して必要な事項を定める。

第２条　委員会は、「市民福祉活動計画2008」（平成16年３月）の構想を承継しながら、協議会が今後の地域福祉活動をさらに推進するための中期的な地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

第３条　委員会は、この計画を策定するために次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 事業の現状ならびに関連する行政施策の分析とまとめ
(2) 計画策定に必要な既存資料の整理、分析
(3) 地域福祉活動を推進するための課題の明確化
(4) 地域福祉活動を推進するための目標及び実施計画の策定

第４条　委員会に次の役員をおく。
委員長　　１名
副委員長　　２名
委　員　　25名以内

第５条　委員長、副委員長及び委員は、地域福祉及び計画策定の専門家、協議会の事業に関係する団体・施設、保健・福祉・医療の行政・専門機関、学識経験者、協議会役・職員のなかから、理事会の承認を得て協議会会長が委嘱する。

第６条　委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
２　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第７条　委員の任期は第９条に規定する期日までとする。
２　交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

第８条　委員会は委員長が招集しその議長となる。

第９条　委員会の設置期間は、平成20年６月１日から21年３月31日までとする。

第10条　委員会の会務について委員長は、理事会に報告しなければならない。

第11条　委員会の事務は協議会事務局で行う。

第12条　この規程に定めるもののほか、目的達成に必要な事項は協議会会長の意見を聞き委員長の権限に委ねる。

附　則
この規程は、平成20年６月１日から施行する。

「新・地域福祉活動計画」策定委員会名簿

（順不同）

役　職	氏　　名	所　　属　　団　　体　　等
委 員 長	新﨑　国広	大阪教育大学
副委員長	梅原　勝美	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会
	田中　勝治	ボランティア・市民活動委員会
委　　員	井上　哲三	東大阪市老人クラブ連合会
	坂本ヒロ子	東大阪市手をつなぐ親の会
	佐藤　品江	東大阪市母子寡婦福祉会
	鷲見加津代	東大阪市老人介護者家族の会
	田中　米男	東大阪市身体障害者福祉協会
	千葉　　武	ＮＰＯネットワーク東大阪
	辻本　謙嗣	東大阪市福祉施設会
	永見　恵子	東大阪市校区福祉委員会連絡会
	奈良　公美	大阪府社会福祉協議会
	西島　善久	東大阪市高齢者介護施設会
	福永　　忠	東大阪市ボランティア連絡会
	藤本　義隆	東大阪市意岐部地域人権協会
	松浦　　隆	東大阪市自治協議会・東大阪市赤十字奉仕団
	藤浦　典行	東大阪市健康福祉局福祉部
	小川　克則	東大阪市健康福祉局福祉部健康福祉企画課
	片岡　　暁	東大阪市社会福祉協議会
	原田　　仁	エフプラン研究所

（事務局）　西　　良人、阿知原廣光、吉原　道代、吉岡　裕子、濱西　英和、
渡部　健志、吉岡　章五、坂東　建哉
久利　寛二、竹林　正年、力谷　浩文、東野　福宣、米田　明子、
浦田　和美、福井　久代

「新・地域福祉活動計画」策定の経過

「新・地域福祉活動計画」策定委員会等の開催

	年　月　日	案　　件
第１回	20年 7月28日	（１）委嘱状の伝達 （２）委員紹介および役員の選考について （３）「東大阪市地域福祉計画」策定の動きと進捗状況 （４）「プラン2008」の進捗状況について （５）「新・地域福祉活動計画」策定方針について （６）今後の策定委員会の進め方について
第２回	20年11月26日	（１）「東大阪市地域福祉計画」策定の動きと進捗状況 （２）「新・地域福祉活動計画」について ①新・地域福祉活動計画の構成について ②計画において重点的に検討すべき課題について
懇談会	21年 1月19日	（１）新・地域福祉活動計画について（概要の説明） （２）福祉団体等の取り組みについての懇談会
第３回	21年 3月27日	（１）「東大阪市第３期地域福祉計画」について （２）「新・地域福祉活動計画」（案）について
第４回	21年 4月24日	（１）「新・地域福祉活動計画」（案）について

（※）懇談会について
策定委員会での議論に加え、「プラン'13」にさらに多くの人の意見を反映していくために、策定委員会に参加している団体から複数のメンバー（計34人）の参加を得て、「福祉団体等の取り組みについての懇談会」を開催しました。

「新・地域福祉活動計画」策定における職員研修会の開催

年　月　日	内　　容
20年12月10日	（１）社協を取り巻く状況～外郭団体統廃合の方針等について～ 東大阪市社協　事務局長　西　　良人 （２）地域福祉活動の中核としての社協と社協職員の役割 ～新・地域福祉活動計画と今後の社協活動～ 大阪教育大学准教授　新﨑　国広　氏

「新・地域福祉活動計画職員プロジェクトチーム」会議の開催

	年　月　日	案　　件
第１回	20年 5月16日	（１）「東大阪市地域福祉計画」策定の動きと進捗状況 （２）「プラン2008」の見直しについて （３）次期計画について
第２回	20年 6月11日	（１）「プラン2008」の見直しについて （２）次期計画について
第３回	20年 6月25日	（１）「プラン2008」の見直しについて （２）次期計画について
第４回	20年 7月16日	（１）「プラン2008」の進捗状況について （２）「新・地域福祉活動計画」策定方針について
第５回	20年10月29日	（１）「新・地域福祉活動計画」策定方針について （２）「新・地域福祉活動計画に盛り込みたいこと」について
第６回	20年11月11日	（１）「新・地域福祉活動計画」策定方針について （２）「新・地域福祉活動計画に盛り込みたいこと」について
第７回	20年12月10日	（１）「新・地域福祉活動計画」の重点的に取り組む活動について
第８回	21年 1月13日	（１）「新・地域福祉活動計画」策定にあたり福祉団体等の取り組みについての懇談会について
第９回	21年 2月 6日	（１）懇談会の意見集約と整理について
第10回	21年 3月12日	（１）福祉団体等の取り組みについての懇談会の意見集約について （２）「新・地域福祉活動計画」策定委員会について
第11回	21年 3月23日	（１）福祉団体等の取り組みについての懇談会の意見集約について （２）「新・地域福祉活動計画」策定委員会について
第12回	21年 4月10日	（１）「新・地域福祉活動計画」案について
第13回	21年 4月17日	（１）「新・地域福祉活動計画」案について

プロジェクトチーム員（◎はチーム長）

久利　寛二（総務課）
◎力谷　浩文（市民福祉活動推進グループ）
米田　明子（高井田・五条老人センター）
福井　久代（在宅介護推進センター）
村井　敏弘（デイサービスセンター）
竹林　正年（地域福祉推進グループ）
東野　福宣（高齢者サービスセンター）
浦田　和美（地域包括支援センター）
村上　俊子（日常生活支援センター）
湯佐恵美子（玉串保育園）

新・地域福祉活動計画

プラン'13 ひがしおおさか

平成21年４月

社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

〒577-0054　東大阪市高井田元町1丁目2番13号
東大阪市立総合福祉センター 4階

TEL 06-6789-7201　FAX 06-6789-2924

http://www.heartnet-hoshakyo.org/
E-mail:hosi01@cap.ocn.ne.jp